

平成24年

上尾市教育委員会2月定例会
議案資料

目 次

議案第2号 資料 (上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について)

◇上尾市立小・中学校管理規則 新旧対照表 -----	1
◇学級編制に係る規定 -----	1

議案第3号 資料 (平成24年度当初教職員人事異動に係る内申について)

◇任免その他の進退に係る内申の関係法令 -----	2
◇内申に係る国会答弁 -----	3

議案第4号 資料 (平成23年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について)

◇「継続費」について -----	4
◇「繰越明許費」について -----	5

議案第5号 資料 (平成24年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出について)

◇平成24年度新規事業「さわやかスクールサポート事業」について -----	6
---------------------------------------	---

議案第6号 資料 (上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について)

◇子どもの読書活動支援センター イメージ図 -----	7
-----------------------------	---

議案第7号 資料 (上尾市立公民館条例及び上尾市図書館協議会条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について)

◇改正の趣旨 -----	8
◇「参酌すべき基準」 -----	8
◇第2次一括法の概要 -----	9
◇関係法令(公民館運営審議会関係) -----	10
◇上尾市立公民館条例 新旧対照表 -----	11
◇関係法令(図書館協議会関係) -----	12
◇上尾市図書館協議会条例 新旧対照表 -----	12

◇上尾市立小・中学校管理規則 新旧対照表

改正後 (太字 改正部分)	改正前 (改正部分)
<p>(学級編制)</p> <p>第17条 校長は、学級編制について、県教育委員会に届け出るために必要な資料を教育委員会に提出し、届け出た学級数及び学級毎の児童生徒数に基づいて学級を編制しなければならない。</p> <p>2 校長は、学級を担任する職員及び教科を担任する職員を定めて、教育委員会に報告しなければならない。</p>	<p>(学級編制)</p> <p>第17条 校長は、学級編制について、<u>県教育委員会の同意を得る</u>ために必要な資料を教育委員会に提出し、<u>同意を得た</u>学級数及び学級毎の児童生徒数に基づいて学級を編制しなければならない。</p> <p>2 校長は、学級を担任する職員及び教科を担任する職員を定めて、教育委員会に報告しなければならない。</p>

◇学級編制に係る規定（平成24年4月1日施行分含む）

●公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）

(学級編制の標準)

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	四十人（第一学年の児童で編制する学級にあつては、三十五人）
	二の学年の児童で編制する学級	十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人
中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	二の学年の生徒で編制する学級	八人
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人

3 各都道府県ごとの、公立の特別支援学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、六人（文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、三人）を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

(学級編制)

第四条 公立の義務教育諸学校の学級編制は、前条第二項又は第三項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準を標準として、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。

(学級編制についての都道府県の教育委員会への届出)

第五条 市（特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号において同じ。）町村の教育委員会は、毎学年、当該市町村の設置する義務教育諸学校に係る前条の学級編制を行ったときは、遅滞なく、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。届け出た学級編成を変更したときも、同様とする。

◇任免その他の進退に係る内申の関係法令

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（任命権者）

第三十七条 市町村立学校職員給与負担法（昭和三十二年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の任命権は、都道府県委員会に属する。

2 前項の都道府県委員会の権限に属する事務に係る第二十六条第二項の規定の適用については、同項第四号中「職員」とあるのは、「職員並びに第三十七条第一項に規定する県費負担教職員」とする。

（市町村委員会の内申）

第三十八条 都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまつて、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県委員会は、同項の内申が県費負担教職員の転任（地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により教育委員会を共同設置する一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該教育委員会を共同設置する他の市町村の県費負担教職員に採用する場合を含む。以下この項において同じ。）に係るものであるときは、当該内申に基づき、その転任を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 都道府県内の教職員の適正な配置と円滑な交流の観点から、一の市町村（地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により教育委員会を共同設置する場合における当該教育委員会を共同設置する他の市町村を含む。以下この号において同じ。）における県費負担教職員の標準的な在職期間その他の都道府県委員会が定める県費負担教職員の任用に関する基準に従い、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用する必要がある場合

二 前号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情により当該内申に係る転任を行うことが困難である場合

3 市町村委員会は、教育長の助言により、前二項の内申を行うものとする。

4 市町村委員会は、次条の規定による校長の意見の申出があつた県費負担教職員について第一項又は第二項の内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

（校長の所属教職員の進退に関する意見の申出）

第三十九条 市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する学校の校長は、所属の県費負担教職員の任免その他の進退に関する意見を市町村委員会に申し出ることができる。

◇内申に係る国会答弁

●地教行法改正時の政府趣旨説明（第166回国会－衆議院本会議－19/4/17）

○国務大臣（伊吹文明君） ただいま議題となりました三法案につきまして、逐次その趣旨を御説明申し上げます。……次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

国民から信頼される教育行政を実現するためには、教育基本法の改正を踏まえ、地方における教育行政の中心的な担い手である教育委員会が、より高い使命感を持って責任を果たすとともに、国と地方の適切な役割分担を踏まえつつ、教育に国が責任を負える体制を構築していく必要があります。この法律案は、このような観点から、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育行政における地方分権の推進と国の責任の果たし方等について所要の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。……第三に、地方公共団体の長が、スポーツ、文化に関する事務を管理、執行することができることとするとともに、**県費負担教職員の転任については、市町村教育委員会の内申に基づいて行うこととするなど教育の地方分権を推進するものであります。**

●特別委員会における答弁（第166回国会－衆議院－教育再生に関する特別委員会 19/4/25）

○伊藤（渉）委員 ……次に、ちょっと通告の順番とは変わりますが、何事も、最終的には人事がすべてを決していくと思えます。そういう意味で、今回地教行法の三十八条二項で、少し細かい話になりますが、**県費負担教職員の同一市町村内の転任については、市町村教育委員会の内申に基づき、都道府県教育委員会が行うこととするという条文が盛り込まれております。**

これはやはり、現場での声を聞きますと、現実にもそのようなケースが既にたくさんあります。この点については、よい教員が集まる地域では地域の教育が長く安泰をしていく、一方で、平たく言えば、若干悪い人が集まってしまうとなかなかその状況から脱し切れないというような声を実は聞きました。これは、県の教育委員会と市の教育委員会のバランスというものが各都道府県ごとに違うんでしょうから、いろいろな要素がかみ合っていることだと思いますけれども、まず、政府参考人にお伺いをいたします。地域による教育の格差、こういったものが生じないように、現場での運用についてどのような取り組みを行っておられるか、御答弁をお願いいたします。

○銭谷政府参考人 **今回の地教行法の改正案におきましては、同一市町村内の転任につきましては、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の内申に基づいて転任を行うということといたしております。他方、ただいま先生お話がございましたような、地域による格差の問題といったようなことも懸念されるわけでございますので、同じ三十八条で、都道府県教育委員会が全県的な観点から調整を行えるように、都道府県内の教職員の適正配置と円滑な交流の観点から、都道府県教育委員会が定める一つの市町村における標準的な在職期間などの基準に従って、県費負担教職員を他の市町村の学校に異動させる必要がある場合と、同一市町村内の特定の学校で緊急に対応を要する事件等の問題が発生をしてその学校に優秀な教員を集める必要があるなど、やむを得ない事情によりまして市町村教委の内申に基づいた県費負担教職員の転任を行うことが困難な場合は、内申に基づくことを要しないということにしているところでございます。** やはりこれも一つのバランスの問題かと存じます。

（第166回国会－衆議院－教育再生に関する特別委員会 19/5/17）

○安倍内閣総理大臣 教育基本法におきましては、国は全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることが規定をされています。教育に関する基本的な制度の枠組みの制定を行う役割と責任が国にはある、このように思います。そして、国は、この役割と責任を踏まえて、都道府県から教育の実施主体である市町村や学校に権限を移譲する方向で取り組みを進めることが重要であります。今回の地教行法の改正におきまして、このような考えのもとに、市町村から都道府県に事務の移譲を要請することを可能とすること、そして、都道府県教育委員会が同一市町村内の県費負担教職員の転任を行う場合は、市町村教育委員会の内申に基づいて行うことなどを盛り込んだところでございます。このように、いわば国と都道府県、そして市町村、それぞれの役割を定めているところであります。

◇「継続費」について

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（継続費）

第二百十二条 普通地方公共団体の経費をもって支弁する事件でその履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができる。

2 前項の規定により支出することができる経費は、これを継続費という。

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

（継続費）

第一百四十五条 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終わらなかつたものは、当該継続費の継続年度の終わりまで逡次繰り越して使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、翌年度の五月三十一日までに継続費繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（継続費に係る歳出予算の金額のうち法第二百二十条第三項ただし書の規定により翌年度に繰り越したのものがある場合には、その繰り越された年度）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第二百三十三条第五項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

3 継続費繰越計算書及び継続費精算報告書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

地方公共団体の経費をもって支弁する事件でその履行に数年度を要するものについて、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができる経費という（地方自治法第212条）。各種の建設費、補助事業、物件の購入等その例は多い。

継続費は、予算の内容とされている（地方自治法第215条）が、通常、歳入歳出予算が会計年度独立の原則により、経理されているのに対し、継続費はその例外をなすものである。すなわち、継続費は2会計年度以上にまたがって経費を支弁する必要がある事件について、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができることとされており、この場合、継続期間に従って何年度何々万円、何年度何々万円というように各年度の年割額を定め、予算として議決を経るものである。ただ、予算として議決を経た年割額は、あくまでも予定額であるから、年割額の実支出額が当該予算で定めた年割額に達しない場合は、毎年度の支払残額を継続最終年度まで逡次繰越使用をすることができる（地方自治法施行令第145条）。

〔参考文献：新自治用語辞典編纂会 編/新自治用語辞典〕

◇「繰越明許費」について

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（繰越明許費）

第二百十三条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

（繰越明許費）

第四百六条 地方自治法第二百十三条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の五月三十一日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 繰越計算書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる経費をいう（地方自治法第213条）。

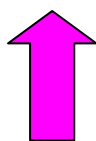
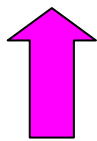
繰越明許費として繰越し使用が認められるのは、「その性質上年度内にその支出を終わらない見込みのあるもの」及び「予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるもの」についてのみである。

また、繰越明許費として議決を経た経費を、翌年度に繰り越して使用しようとするときは、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない（地方自治法施行令第146条第1項）。

なお、地方公共団体の会計で、当該年度の歳出を年度を超えて翌年度以降にも執行し得ることを認めた会計年度独立の原則に対する例外としての制度には、繰越明許費のほか、継続費の通次繰越（地方自治法第212条）及び事故繰越（地方自治法第220条第3項）がある。ただ、繰越明許費は、翌年度までの繰越しであること、すなわち、当該年度の歳出予算の一部が一定の事由に基づいて翌年度限り延長して執行することが認められているに過ぎない点が、継続費として数年にわたる事業として各年期間各年度の年割額を定め、当該各年度の支出残額を繰り越して執行することができる継続費の通次繰越と異なり、更に、通次繰越の場合は、継続年度の中で減額することができないが、繰越明許費については、予算案に計上された金額を議会が減額することは可能であること等が継続費の場合と異なる。また、事故繰越との基本的な相違点は、事故繰越は予算に計上されないこと、事故繰越は原則として支出負担行為が年度内になされていないことにある。

◇平成24年度新規事業「さわやかスクールサポート事業」について

さわやかスクールサポート事業 (事業総額 98,219千円)		
アップスマイルサポーター	アップスマイル教員	アップスマイル 学校図書館支援員
70人	6人(予定)	小学校各校に週5日配置 中学校各校に週1日配置
発達障害児(疑いを含む)及び肢体不自由児等が在籍する通常学級に対し、学級担任を補佐するための支援員(アップスマイルサポーター)を配置する。	中1ギャップ解消を主な目的として、中学校1年生を対象に35人学級を編制するため、市独自に臨時教員を配置する。	児童生徒に「確かな学力」と「豊かな心」を身につけさせるため、読書環境の整備や読み聞かせ、読書児童の補助を行うなど、学校図書館の充実を図り、読書活動を推進するため、アップスマイル学校図書館支援員を小・中学校に配置する。
○賃金等 67,305 千円	○賃金等 12,775 千円	○賃金 18,139 千円



(平成23年度) 学級支援員
介助を要する児童生徒や授業中の立ち歩きや落ち着きのない行動をとる児童が在籍する学級に対し、生活面の指導自立支援及び介助を担当し、学級担任の職務の補佐をする学級支援員を配置する。
27人
○賃金等 25,806 千円

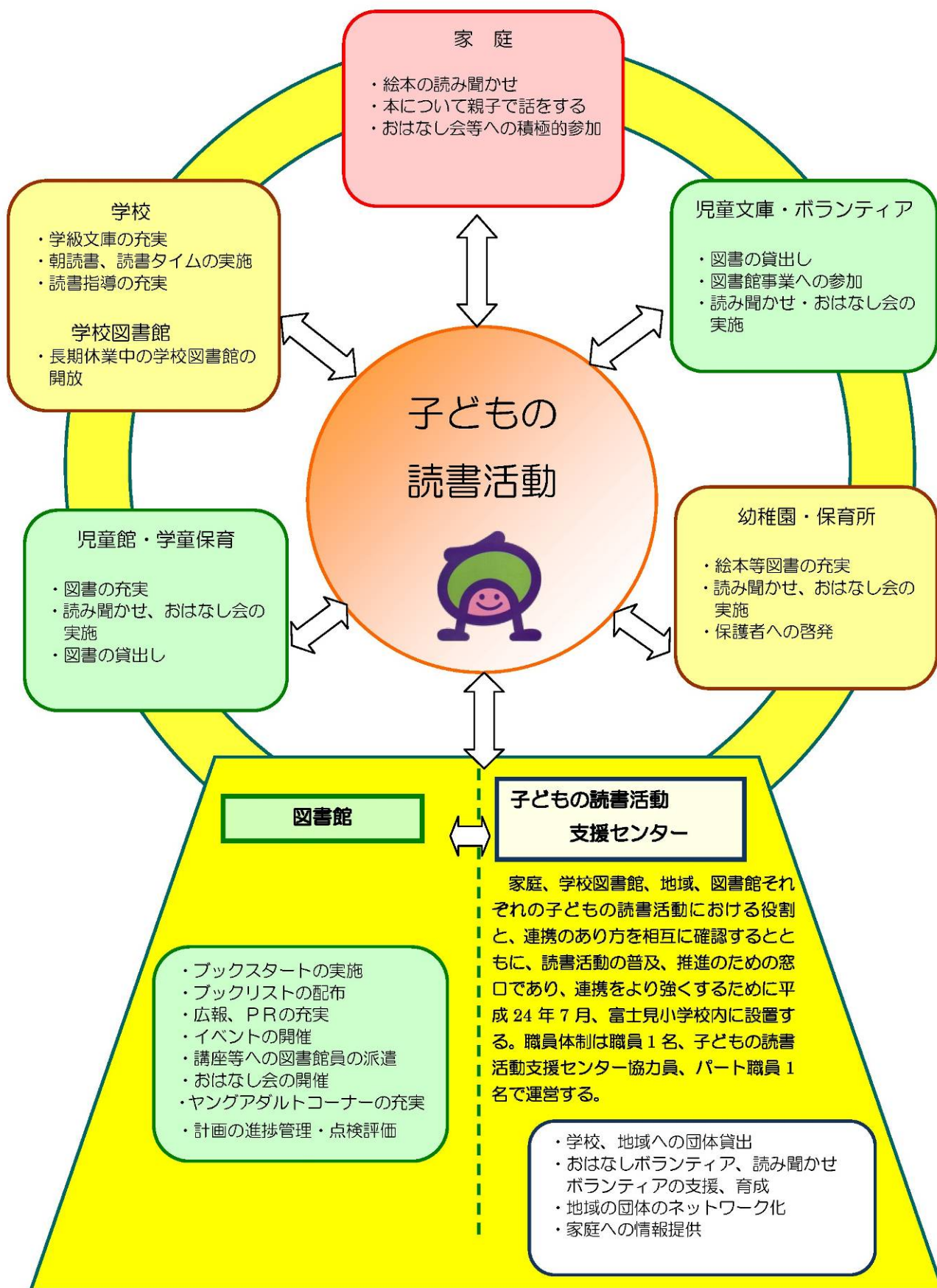
(平成23年度) アップー教員
子どもの個性を伸ばし、豊かな人間性をはぐくむために、小学校1年生、小学校2年生、及び中学校1年生を対象に1クラス30人程度学級を編制するため、市独自に臨時教員を採用する。
26人
○賃金等 69,549 千円

(平成23年度) 学校図書館支援員
児童生徒に「確かな学力」と「豊かな心」を身につけさせるため、各小・中学校図書館の充実を図り、読書活動を推進するため、図書館支援員8人を各学校に週1日派遣する。
各校に週1日配置
○賃金 6,390 千円

(平成23年度) 特別支援教育支援員
通常学級に在籍する発達障害若しくは、その疑いのある児童生徒への教育的支援を行う。
20人
○賃金等 17,140 千円

◇子どもの読書活動支援センター イメージ図

子どもの読書活動の支援体制



◇改正の趣旨

地方分権改革推進委員会第3次勧告において、法制的な観点から地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題も含めて自由度を拡大するとともに、自らの責任において行政を展開できる仕組みを構築することが必要とし、これを「義務付け・枠付けの見直し」という改革テーマとして設定検討してきたところ、具体的に見直し措置を講ずべきことが提言された。

これを踏まえ、平成23年8月30日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号。次ページ資料において「第2次一括法」という。）において、社会教育法、図書館法について一部改正が行われ、平成24年4月1日より施行されることとされた。具体的には、地域の实情に応じて一層幅広い分野の者が公民館運営審議会、図書館協議会の委員となることが促進されるよう、それぞれ社会教育法第30条第1項に定める委員の委嘱にあたっての基準及び、図書館法第15条に定める委員の任命にあたっての基準を削除し、これを条例において定めることとするとともに、条例を定めるに当たって参酌すべき基準（※下記説明参照）を文部科学省令で定めることとされた。

なお、この法改正を受け、現行の省令においては参酌すべき基準が規定されていなかったため、文部科学省では、公民館運営審議会委員については新たに省令を制定し、図書館協議会委員については図書館法施行規則の一部改正を行い、参酌すべき基準を定めたところである。

◇「参酌すべき基準」

出典：地方分権改革推進委員会第3次勧告

1 施設・公物設置管理の基準の見直し

施設・公物設置管理の基準を条例に委任する場合における条例制定に関する国の基準の類型は、地方分権改革推進計画の整理同様、次のとおりとする。

① 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の实情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

② 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の实情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

③ 参酌すべき基準

地方公共団体が十分参照した結果としてであれば、地域の实情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

	「参酌すべき基準」型	「標準」型	「従うべき基準」型
法的効果	○「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準 ○条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない	○「標準」とは、通常よるべき基準 ○条例の内容は、法令の「標準」を標準とする範囲内でなければならない	○「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準 ○条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない
異なるものを定めることの許容の程度	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の实情に応じて、異なる内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の实情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の实情に応じた内容を定めることは許容
備考	「参酌する行為」を行ったかどうかについて説明責任（行為規範） ⇒「参酌する行為」を行わなかった場合は違法 「参考とすべき基準」「斟酌すべき基準」「勘案すべき基準」「考慮すべき基準」も同じ	「標準」と異なる内容について説明責任 ⇒ 合理的な理由がない場合は違法 「準則」も同じ	「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任 ⇒ 基準の範囲を超える場合は違法 「定めるべき基準」「遵守すべき基準」「適合すべき基準」「よるべき基準」も同じ

第2次一括法の概要

（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」）

平成23年8月
内閣府地域主権戦略室

1. 改正内容

地域主権戦略大綱(H22.6.22 閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備(188法律(*)を行う)。

① 基礎自治体への権限移譲(47法律) (都道府県の権限の市町村への移譲)

【例】

- ・未熟児の訪問指導
(保健所設置市まで→市町村まで)
- ・区域区分、都市再開発方針等に係る都市計画決定
(都道府県→指定都市)
- ・家庭用品販売業者への立入検査
(都道府県→市)
- ・騒音、振動、悪臭に係る規制地域の指定
(特例市まで→市まで)
- ・理・美容所などの衛生措置基準の設定
(都道府県→保健所設置市)

② 義務付け・枠付けの見直しと 条例制定権の拡大(160法律)

【例】

- (1)施設・公物設置管理の基準
 - ・公立高等学校の収容定員の基準の廃止
 - ・公園等のハリアリー化構造基準の条例委任
 - (2)協議、同意、許可・認可・承認
 - ・地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直し
 - ・福祉事務所設置の知事同意協議の同意を廃止
 - ・計量法の立入検査に係る県・市町村の協議を廃止
 - (3)計画等の策定及びその手続
 - ・構造改革特別区域計画の内容の例示化等
 - ・山村振興計画の策定義務の廃止
- 自治体の国等への寄附に係る関与の廃止等

(*) ①・②の重複19法律

2. 施行期日

- ①直ちに施行できるもの → 公布の日（平成23年8月30日）
- ②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日（平成23年11月30日）
- ③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成24年4月1日（一部は平成25年4月1日）等

◇関係法令（公民館運営審議会関係）

●地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）[関係部分抜粋]

（社会教育法の一部改正）

第十七条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、」を「当該」に改め、同条第二項中「定数、」を「委嘱の基準、定数及び」に、「必要な事項は、」を「当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○社会教育法 新旧対照表

改正後 (太字 改正部分)	改正前 (___ 改正部分)
<p>(公民館運営審議会)</p> <p>第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。</p> <p>2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。</p> <p>第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。</p> <p>2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</p>	<p>(公民館運営審議会)</p> <p>第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。</p> <p>2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。</p> <p>第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>2 前項の公民館運営審議会の委員の<u>定数、任期</u>その他<u>必要な事項は、</u>市町村の条例で定める。</p>

●公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令（平成23年文部科学省令第42号）

社会教育法第三十条第二項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

◇上尾市立公民館条例 新旧対照表

改正後 (<u>太字</u> 改正部分)	改正前 (_____ 改正部分)
<p>(運営審議会) 第11条 法第29条第1項の規定に基づき、上尾市公民館運営審議会（以下「<u>審議会</u>」という。）を置く。</p> <p>2 審議会の委員（以下「<u>委員</u>」という。）の定数は、15人以内とする。</p> <p><u>3 委員は、次に掲げる者の中から、委員会が委嘱する。</u></p> <p><u>(1) 学校教育及び社会教育の関係者</u> <u>(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u> <u>(3) 学識経験のある者</u></p> <p><u>4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>5 委員は、委嘱された時における当該身分を失った場合は、その職を失う。</u></p> <p><u>6 委員は、再任されることができる。</u></p>	<p>(運営審議会) 第11条 法第29条第1項の規定に基づき、上尾市公民館運営審議会（以下「<u>審議会</u>」という。）を置く。</p> <p>2 審議会の委員の定数は、15人以内とする。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、<u>補欠委員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

◇関係法令（図書館協議会関係）

●地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）〔関係部分抜粋〕

（図書館法の一部改正）

第十八条 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、」を「当該図書館を設置する地方公共団体の」に改める。

第十六条中「定数、任期その他」を「任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○図書館法 新旧対照表

改正後 (太字 改正部分)	改正前 (____ 改正部分)
<p>(図書館協議会)</p> <p>第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。</p> <p>2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。</p> <p>第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。</p> <p>第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</p>	<p>(図書館協議会)</p> <p>第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。</p> <p>2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。</p> <p>第十五条 図書館協議会の委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、</u>教育委員会が任命する。</p> <p>第十六条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。</p>

●図書館法施行規則（昭和25年文部省令第27号）

第三章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準

第十二条 法第十六条の文部科学省令で定める参酌すべき基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

◇上尾市図書館協議会条例 新旧対照表

改正後 (太字 改正部分)	改正前 (____ 改正部分)
<p>(組織)</p> <p>第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、12人以内とする。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者の中から、上尾市教育委員会が任命する。</p> <p>(1) 学校教育及び社会教育の関係者</p> <p>(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</p> <p>(3) 学識経験のある者</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部図書館において処理する。</p>	<p><u>(定数)</u></p> <p>第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、12人以内とする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 協議会の庶務は、<u>上尾市教育委員会図書館</u>において処理する。</p>